

天草不知火海区漁業調整委員会
第370回議事録

令和2年（2020年）11月17日開催

第370回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年(2020年)11月17日(火)午後2時半から
- 2 開催場所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 浜悦男 関山哲也 脇島成郎 桑原千知
佐々木倫一 友村喜一 山口秀康 福田靖 横田政司 鎌賀泰文
藤木美才
(欠席委員) 内野明德 山田豊隆
(天草広域本部水産課) 主幹 岡田丘 技師 丸吉浩太
(漁業取締事務所) 技師 松村俊
(水産振興課) 主幹 鮫島守 主幹 松尾竜生 参事 香崎修 参事 高日新也
(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 郡司掛博昭
主任技師 多治見誠亮
- 4 議事次第
 - (1) 議題
 - 第1号議案
漁業の許可の有効期間について(照会)
 - 第2号議案
漁業の許可又は起業の認可基準について(照会)
 - 第3号議案
漁業許可取扱方針の改正について(照会)
 - 第4号議案
現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置について(照会)
 - 第5号議案
たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(照会)
 - 第6号議案
熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)
 - 第7号議案
熊本県資源管理方針について(諮問)
 - (2) 報告
特定水産動植物の取扱いについて

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第370回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。
委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。
本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しております

ので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第370回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と漁業許可取扱方針（案）という資料を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

（江口会長）

皆さん、こんにちは。

それでは、ただ今から第370回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 浜委員と桑原委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のために、スムーズに進行できるよう皆様の御協力を御願いたします。

議長

それでは議事に入りたいと思いますが、事前に水産振興課より、議題（1）の第1号議案「漁業の許可の有効期間について」から第3号議案「漁業許可取扱方針の改正について」までは、関連した内容であることから、各議案の説明は、まとめて行いたいとの提案がっております。

また、水産振興課からの説明の後、質疑応答についてもまとめて行い、審議については、議案毎に行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございました。

それでは、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

最初に、お断りをさせていただきます。

第1号議案、第2号議案、第4号議案、第5号議案につきましては、本来は漁業調整規則に基づく諮問という形でご意見を伺わせて頂くべきところですが、改正予定の漁業調整規則が大臣認可申請中

であり、公布できていませんので、規則に基づく諮問ができない状態です。

しかしながら、本日照会させて頂く事項につきましては、法の施行前に準備を進めておく必要がある議案です。

つきましては、本日は照会という形でご意見を伺わせて頂き、漁業調整規則が公布されて以降、次の委員会で、あらためて諮問させて頂きたいと考えております。

水産庁にも確認を致しましたが、そのように対応した方が良く、との見解でしたので、委員の皆様にはお手数をお掛けしますが、今後そのように対応を進めさせて頂ければと思います。よろしくお願い致します。

それでは、説明に入らせて頂きます。第1号議案から第3号議案にかけては、漁業許可取扱方針に関連した事項ですので、まとめてご説明をさせて頂き、その後、各議案毎に御審議頂きたいと思っております。そのため、説明につきましては少しお時間を頂く形となりますが、ご了承頂きたいと思っております。

また、別添資料として漁業許可取扱方針の改正（案）を添付しておりますが、改正点や審議に係る事項につきましては、5ページ以降の概要資料に沿って御説明させて頂きます。

また、漁業許可取扱方針（案）につきましては、案の段階ですので、委員会終了後、回収させていただきたく思います。

それでは、資料5ページをご覧ください。

最初に、漁業許可取扱方針の位置づけについてご説明致します。

まず、左側に現行の取扱方針で定めている事項を記載しています。

現行の方針では、許可する数の上限を定めている定数漁業や定数を定めていない非定数漁業の取扱いについてのほか、許可の有効期間や制限又は条件・操業区域等を規定しており、許可漁業を運用するための基本的な事項を定めております。

次に右側に新しい方針で定める主な事項を記載しています。

新方針も位置づけは変わらず、引き続き許可漁業を運用するための基本的な事項について定めることとしていますが、漁業法の改正に伴い、公示に基づく許可方式が導入されること等、新しい制度に対応する必要があるため、現行の運用を維持しつつ、必要な部分について改正することとしています。

詳細はこれからご説明させて頂きますが、今後は、全ての漁業種類について、許可にあたり制限措置を公示して希望者を募ることとなりますので、漁業種類毎の制限措置の取扱を定めたり、また、右

下の④の部分となりますが、公示した数を超える申請があった場合の許可基準等について定めることとしています。

また、法改正後も、現行の定数漁業については引き続きその範囲内で許可することとしています。定数については、現在の実態に合わせるため、関係漁業者の意見等を踏まえ、見直しを行っています。

次に資料7ページを御確認ください。

改正の概要についてご説明致します。

まず、1.改正の必要性についてですが、今回の漁業法の改正に伴い、新たに公示制度が導入されるなど、本県の許可漁業についても、新しい制度に対応する必要があります。そこで、本県の許可の基本的な取扱を定めている漁業許可取扱方針についても、新制度に対応すべく改正が必要となっております。

次に、2.主な改正事項についてご説明致します。

1つ目ですが、改正法施行後は、制限措置、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、許可する数等を定め、公示を行い、その範囲内で許可を行うこととなります。また、漁業調整上支障がないよう許可を運用していくためには、許可対象者の範囲を限定することが必要となる場合があることから、制限措置として、許可対象者の住所要件等についても規定することとしています。

なお、具体的な制限措置の内容については、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、公示する毎に定めることとなりますが、許可取扱方針ではその基本な取り扱いについて定めることとしています。

資料10ページの別紙①をご覧ください。お配りしております、許可取扱方針改正（案）から、制限措置を規定している別表2の一部分を抜粋しています。

取扱方針では、あくまでも制限措置のフレームを規定しており、具体的な内容については、公示毎に決めていくこととなります。

例えば、操業区域につきましても、方針上は、熊本有明海となっておりますが、実際に許可する際は、熊本有明海の中でも地先毎に分かれていきますので、その区域については公示毎に決めていくこととなります。

また、漁業を営む者の資格についても、住所要件や本県の漁船登録の所有者・使用者であることを資格として盛り込む予定ですが、住所につきましても、実際は地域ごとに細分化されるため、その住所についても公示毎に決めていくこととなります。

実際の公示のイメージを基にご説明しますので、資料11ページ別

紙①-2をご確認ください。

表が制限措置の内容となります。漁業名称・漁業種類・操業区域・漁業時期・船舶の総トン数及び推進機関の馬力数・許可をすべき船舶の数・漁業を営む者の資格が制限措置として定める事項となります。

基本的に公示自体は漁業種類毎に行うこととなりますので、漁業名称や漁業種類については1つとなりますが、細かい内容につきましては、操業区域毎に定めていくこととなります。また、操業区域の根拠地となる地元地区の住所を右側の住所要件に記載する予定としております。

資料7ページにお戻りください。2つ目の漁業の許可又は起業の認可基準についてです。こちらは、本日の第2号議案の内容となっておりますので、第2号議案については、この基準案についてご審議頂きますようお願い致します。

内容に入ります。今後は、上の(1)で公示した数を超えた申請があった場合は、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、別途定める基準に従い、許可する者を決めることとなります。基準については、現在、許可を保有している漁業者の方が、引き続き許可を希望する場合を最優先に許可する順位としていますが、基準の案を別紙②につけておりますので、資料13ページをご確認ください。

第3の許可等の基準が順位付けをしている箇所となります。

順位付けの考え方としては、当該漁業への依存度を考慮しております。

本県の漁業者の場合、いくつかの漁業種類の許可を保有し、時期毎や漁獲対象種の来遊状況等によって、許可を使い分けて操業している実態が多く、一つ一つの許可への重要度が高い、と考えています。そのため、現在主として当該漁業を営んでいる方が引き続き漁業を営めるよう、現在許可を保有している者が最も優先的に許可される順序としています。

次に、当該許可者と生活・生計を共にしている従事者の方が、自立して当該漁業を営もうとする場合、許可を保有している方の次に、優先的に許可すべき、と判断されることから第2位の順位としています。

次に、違う漁業の許可を受けている方や過去に当該漁業の経験がある方ですが、現在、主として当該漁業を営んでいるわけではないため、第1位及び第2位に比較すると優先度は下がると判断していますが、他の漁業を操業しており、当該漁業の許可を必要としていることから第3位の順位としています。

最後に、新規で許可の申請があった場合を第4位の順位とし、他は

これら以外の申請、という形となります。

次に資料15ページをご確認ください。当該基準（案）にそって許可者を決定した際のイメージ図をつけています。

まず、上の①期間満了公示に伴う場合ですが、20の公示に対して22の申請があった場合を想定しています。申請者の内訳として、①現在許可をもっている方15人、②当該漁業の従事者2人、③別の許可をもっている新規申請者3人、④漁業経験のない新規申請者2人であった場合、①から③の方については、①・②・③の順位で許可され、④の新規申請者の方については、本事例の場合は不許可、という形となります。

次に、下の②許可期間中の新規公示に伴う場合ですが、5の公示に対して7の申請があった場合を想定しています。こちらの場合、許可期間中の新規公示ということで、現在許可をもっている方からの申請は想定されませんので、申請者の内訳としては、①当該漁業の従事者3人、②別の許可をもっている新規申請者2人、③漁業経験のない新規申請者2人としています。この場合、①と②の方については①・②の順位で許可され、③の新規申請者の方については、本事例の場合は不許可、という形となります。

なお、本基準（案）はあくまでも公示した数を超える申請があった場合の許可基準となりますが、公示する数については、その都度、事前に関係漁協に状況を確認した上で、新規就業の要望があれば、その数も踏まえて設定したいと考えています。そのため、新しく漁業を始めたい、という方の就業の機会を逃すことがないよう、対応していきたいと思えます。

資料7ページにお戻りください。3つ目の継続許可の指定についてです。

中型まき網漁業、小型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、機船底びき網漁業のように、着業するために一定の投資を必要とする漁業については、大臣許可漁業と同様に、安定して漁業を営めるようにする必要があるので、これら漁業種類については、現在許可を所有している人がその許可の有効期間満了日の到来のため、その許可を受けた船と同一の船舶について許可を申請したときは、引き続き許可をする継続許可漁業に指定しています。

次に4つ目の許可する数の最高限度についてです。

現在の漁業調整規則第25条に基づき、40の漁業種類については、①操業区域、②漁獲効率、③操業規模等の事情を勘案し、水産資源保護上あるいは漁業調整上の必要性から、許可する数の最高限度「定数」を定めています。

改正後の漁業調整規則では、定数漁業の規定が無くなり、定数及び非定数の別が廃止されることとなりますが、現在の定数漁業については、今後も水産資源の保護や漁業秩序の維持のために、許可数の最高限度を定める必要があると考えています。そのため、引き続き、現在の定数漁業については、許可する数の最高限度を、許可取扱方針の中で規定することとします。

なお、数については、昭和60年に定められて以降、大きな見直しが行われておらず、また、現在の許可漁業の状況と十分に一致していないことから、今回の改正に合わせて見直しを行いました。見直し案を別紙③につけておりますので、資料17ページをご確認ください。

左側に現在の許可取扱方針で定める定数を、右側に新たな許可取扱方針で定める定数案を記載しています。

基本的に多くの漁業種類で定数が減る形となっておりますが、数を決めるにあたりましては、現在の許可数を基本に、県内全ての漁業協同組合に対し、現在の操業状況や数の要望のヒアリングを行い、その結果を反映させたものとなっております。

現在、許可をもっている漁業者の方が継続して漁業を営むことができるよう、また、新規就業の要望にも柔軟に対応できるように数を見直していますが、将来、数を超える要望があった場合につきましても、漁業調整及び水産資源の状況等を考慮した上で、必要に応じて数を見直し、漁業者の方が真に必要なとされる許可については、柔軟な対応ができるようにしたいと考えています。

資料8ページにお戻りください。5つ目の許可の有効期間についてです。

こちらは、本日の第1号議案の内容となっておりますので、第1号議案については、この案についてご審議頂きますようお願い致します。

内容に入ります。許可の有効期間について、改正漁業法では5年を超えない範囲内と規定されました。そのため、改正後の漁業調整規則においても、同様に5年を超えない範囲内と規定することにしています。

しかしながら、改正漁業法により、毎年の実績報告が必要になることや、公示に基づき幅広く許可の希望者を募ること等の改正が行われていることから、従来どおり、現在の許可の有効期間毎に、許可を必要とする者を確認するとともに、必要に応じて許可枠を見直していくことが適当であると考えています。

そのため、将来的に5年へ移行することを踏まえて、引き続き次のとおり現在の有効期間での運用を継続していきたいと考えています。

また、許可の有効期間の途中で新規許可を行う場合についても、漁

業調整上、現在と同様に、同一の漁業種類についてはその満了日をすべて同一の期日にあわせる形にしたいと考えています。

下表に、現在の許可の有効期間を記載しています。

現在、有効期間が3年となっているものについては3年、漁業調整上及び水産資源保護上のため、1年としているものについては、引き続き1年を継続していきたい、と考えています。

最後に、6.その他として、法改正に合わせて対応が必要となる部分やこの機会に訂正を行った部分についてご説明致します。

まず、漁業調整規則の改正についての諮問の際にもご説明をさせて頂きましたが、現在、漁業調整規則で規定している禁止区域や電気設備の制限については、今後は、許可の範囲内で制限していくこととなります。

具体的には、許可の制限措置もしくは許可の条件の中に記載することとなりますので、対象となる漁業種類については、その内容を取扱方針の中に規定しています。

次に、地名の名称の訂正として、操業区域の基点となる岬や岬等については、国土地理院と同じ表記へ訂正を行っております。例えば、天草市下浦町塔ノ埼であれば、国土地理院表記である戸の埼へ訂正を行っております。

以上が第1号議案から第3号議案にかけての説明となります。

なお、第3号議案の漁業許可取扱方針の改正につきましては、現在説明させて頂きました改正の概要に対して、ご意見を頂きたく思います。よろしくお願い致します。

議長

どうもありがとうございました。ただ今、水産振興課から、第1号議案から第3号議案まで、説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

浜委員

議長。

議長

はいどうぞ。

浜委員

資料15ページを見てください。意味は分かりました。今までどおり許可されるということです。上は、①②③の順で許可される。下の段は、①②の順で許可される。青と赤の矢印の部分に不許可となっておりますが、例では定数20名となっておりますが、19名しか応募がなかった場合どうするのか。そのままですか。

議長

はい、事務局どうぞ。

水産振興課

例えば、20 募集をかけた中で、19 申請があった場合、規則に基づく適格性を満たしていれば、許可していく形になります。

浜委員

許可するということですか。

水産振興課

はい。

浜委員

20 に達するまで許可するということ。

議長

そこは、ちゃんと審査するんでしょ。

水産振興課

20 に達するまでは許可をすることになります。

浜委員

はい分かりました。

議長

他にございませんか。

鎌賀委員

はい。

議長

はいどうぞ。

鎌賀委員

同じような質問ですけれども、資料 13 ページの許可の基準で優先順位のつけ方ですが、1 番は漁業の許可を受けきちんとしている人、2 番目は従事者が自立する場合。ちょっと気になるのが、許可を現在持っていて、更に許可を受けようとする人を優先して、新規着業する人については、順位が下がっています。漁業就業者支援や新規就業者を募集したりしている中で、これを見ると新規着業を希望する人をはじき出すような排除するようなイメージに捉えられますが、漁業者委員の皆さん、既存の漁業者をきちんと守っていきたいということでしょうか。それとも③番から⑤番をなくして、①番②番はきちんと守るけれども、既存の許可を持っていて、更に許可を受けようとする人、あるいは新規着業しようとする人は、同等の順位で考えるということも考えられるかなとも

と思いますが。

議長

事務局。

鎌賀委員

できれば漁業者委員の方々がどのような意見をお持ちか聞きたいのですが。

脇島委員

はい。

議長

はいどうぞ。

脇島委員

鎌賀委員が言うように、前回の委員会でも言いましたが、結局新規就業者支援事業もありますが、新規就業したくてもできない状況にある。定数については今の定数を増やすという気はない訳でしょう。

水産振興課

今決めている定数は、昭和60年代に定めた定数で、漁業者や漁獲量が多かった時に定められた定数で、その数は基本的に上限として決めて、それ以下の数で許可していきたいと思っています。

脇島委員

そういった場合、新規就業者がどうしても許可が欲しいという人が出てきた場合、定数がいっぱいの場合、誰かが辞めなければ、許可が出せないということになるのか。

水産振興課

今回数を見直した際、関係漁協の中で、新規に就業したい方がどれだけいるかということも伺いました。ほんとに就業したい方が、操業できないのが一番困る話ですので、そこについては柔軟に対応できるような数を決定しています。

数を設定しても、資源の状況次第で許可が欲しいという方もおられるので、その時は柔軟に枠を見直して、必要とされる方には許可する形で対応したいと考えています。

脇島委員

新規就業者が許可を受けて、操業ができる形であれば良いが、今現在許可を受けている人が許可を返納するということはあり得ない。操業しているかどうかという話もあるが、魚がいつ獲れるかわからない。許可を返納すれば、直ぐに操業できない。魚が獲れる場合でも、全てが操業に行くわけでは

ない。新規就業者が許可を受けられるような方策を取ってもらえれば特に言うことはない。

議長 事務局長、この問題については、地域ごとの説明会の中でも入っていたと思うが。

事務局 先程の説明の中でも同じような趣旨が入っていきまして、新たにやる気のある新規就業者の人は、確実に許可されるように運用していきたいということです。その点に関してはご安心していただいて結構です。

議長 問題は、操業せずに箆筒許可にしていることが問題ではないのか。

事務局 おっしゃる通りです。

議長 ほんとに漁業をしたい人がいれば、許可する方向で調整するというものではなかったか。柔軟に対応してほしい。

事務局 資料 15 ページの作りが、新規就業者を排除するようなイメージになっていましたのでまずかったと思います。

議長 1年間の操業実績を出さなければならないとなっていた。他にございませんか。

桑原委員 はい。

議長 はいどうぞ。

桑原委員 先日天草でこの話が合った。
確かに、箆筒の中に許可をしまい込んでいる許可を減らすのは良いが、新規に許可を受けたい人がいれば、許可するのかと質問したら、許可するとの回答であった。言いましたよね。

水産振興課 はい、言いました。

桑原委員 新規に漁業をするために許可申請したいという者がいれ

ば、漁協としても申請したい。漁業をしたいという者がいれば、許可してほしい。

水産振興課

天草で説明した際、真に必要なとする漁業許可については許可します。しかし、必要ない許可については、返納していただきますと説明しました。

議長

よろしいですか。

脇島委員

はい。

議長

はいどうぞ。

脇島委員

今、桑原委員が言われたように、漁業には準備が必要。許可が下りてもいないのに、漁具を作ることには不可能。漁船の装備についても、許可が出るかわからなければ整備できない。漁船を有している者が許可申請をした場合は、追跡調査で実績を確認するか、方法は考える。実績がないようであれば、漁業者を指導する。

桑原委員

許可をするために県と漁協が打合せをしながら進めれば、漁業者も安心できる。許可が先か漁業の準備が先かはあるが。

議長

よろしいですか。

桑原委員

先日の説明が一番わかりやすかった。水産庁の説明よりわかりやすかった。

議長

皆さんよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、これより議案毎の審議を行います。

まず、第1号議案「漁業の許可の有効期間について」は、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございました。

第1号議案については、異議のない旨を回答します。

次に、第2号議案「漁業の許可又は起業の認可基準について」は、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございました。

第2号議案については、異議のない旨を回答します。

次に、第3号議案「漁業許可取扱方針の改正について」は、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございました。

第3号議案については、異議のない旨を回答します。

次に、第4号議案「現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

資料21ページをご確認ください。

先ほどの議案の中でもご説明をさせていただきましたが、改正漁業法施行後は、事前に許可の内容となる制限措置を公示し、その範囲内で許可することとなりますので、手続きの方法が変わります。

現在許可を受けている方については、漁業法の附則により、改正漁業法が施行される12月1日に新しい法に基づく許可を受けたものとみなされます。

一方、現在許可を受けている方については、その制限措置が明らかとなっていません。

そのため、施行時に許可を受けたものとみなされるために、現在許可している全ての漁業種類について、許可の内容毎の制限措置を公示する必要があります。

なお、この公示はあくまでも施行時に許可を受けたものとみなされるために、新制度への移行上、必要な作業であり、募集をかける内容ではありません。そのため、許可する数や申請期間については公示の対象外となります。

公示の案については23ページをご確認ください。

本県の場合、許可のパターンが約800種類におよび、膨大な資料になりますので、案の一部として流し網の例のみをつけさせて頂いております。

このような形で、施行日前までに、現在許可をしている内容について、取りまとめて公示することとなりますが、目的としましては、あくまでも現在許可を受けている方が施行時に許可を受けたものとみなされるために必要な手続き、という位置づけです。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは特に無いようですので、第4号議案「現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置について」は、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第4号議案については、異議のない旨を回答します。

次に、第5号議案「たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

資料の31ページをご確認ください。

本議案につきましては、第4号議案の制限措置の公示とは異なり、実際に募集をかける内容となります。

たこつぼ漁業につきましては、令和3年2月28日に許可の有効期間を迎えますので、継続して許可を行うために、制限措置及び申請する期間を定めて公示する必要があります。

31ページから34ページまでが不知火地区、35ページから69ページまでに天草地区の制限措置の案をつけています。

枚数がありますので、31ページからの不知火案で説明させていただきます。

表をご覧ください。

制限措置の内容につきまして、操業区域毎に定めていくこととしております。

漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶のトン数及び馬力数につきましては特段の制限を設けていませんので、漁船登録上の数字がそのまま許可証に記載される形となります。

また、許可をすべき船舶の数については、事前に各関係漁協と調整の上、要望があった数を記載しております。

また、漁業調整上の必要性から、漁業を営む者の資格として、その地域の住所要件及び漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者であることを規定しています。

34ページをご確認ください。申請期間については、現在、2か月間設けておりますので、引き続き申請期間が2ヶ月となるよう、令和2年（2020年）12月18日から令和3年（2021年）2月19日としています。

また、備考として、許可の有効期間や許可の条件についても記載しています。

説明は以上になります。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

浜委員

はい。1点だけ。

議長

はいどうぞ。

浜委員

たこつぼの数は決めてないのか。

水産振興課

資料34ページを御確認下さい。

浜委員

はいわかりました。

議長

他にございませんか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第5号議案「たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、異議のない旨を回答し

てよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第5号議案については、異議のない旨を回答します。

次に、第6号議案「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。宜しくお願い致します。

「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」について、諮問させていただきます。魚種としましては、くろまぐろに関してです。

説明に入ります前に、この諮問と改正漁業法との関係について述べさせていただきます。12月1日に改正漁業法が施行されますが、くろまぐろの管理期間が来年3月末日までとなっている関係で、くろまぐろについては従前どおりの県計画という形式での諮問となります。一方、まあじ・まいわしにつきましては、7号議案で説明がありますが、1月1日から新たな管理期間になるため、これまでの県計画とは変わり、改正漁業法に合わせて改まる予定です。

それでは、資料の80ページをお開きください。

新旧対照表が分かりやすいので、この表にてご説明させていただきます。

2 右側が改正前で、小型魚、大型魚とも、現行7トンずつであり、5月20日開催の本会でお諮りいただいた内容です。

年度の途中で、大型魚と小型魚の枠を入れ替えることができる、国の言い方で「交換融通」、通称「トレード」が可能となる場合があります。本県を含め全国的にどの都道府県も小型魚の枠が足りておらず、そのため今回は、大臣許可、つまり大中巻網及び近海かつおまぐろ漁業等に割り当てられている小型魚の枠と、都道府県に割り当てられている大型魚の枠の交換が、国の仲介により実現しました。

その結果、小型魚は7.0トンから10.2トンに3.2トン増やすことができます。ただし、それと引き換えに、大型魚の方は7.0トンから3.2トン減り、3.8トンに変わります。

本県においては小型魚の需要の方が圧倒的に多いため、今回の交換融通により、より実態に即した漁獲枠になることが見込まれます。

総量については以上のとおりですが、前回の本会におきまして、過去の超過分の差し引き量を修正報告させていただきましたが、その部

分で再度誤りがありましたので、お詫びとともにご報告いたします。

資料の81ページをお開きください。

錯誤は、表中真ん中にあります、第5管理期間の残量による差し引き量です。改正前において、下線部0.4トンについては、国の修正指示に従い、0.6トンと0.4トンに修正させていただいたばかりです。

しかしその後、国から再度連絡があり、本県が漁獲せず余した0.4トンについては、そもそも他県から交換融通で枠を増やした分を余したものであり、交換融通で余した分は超過分の返済に充てることはできない、とする決まりがあることに、国が後から気付いたため、0.4トンと0トンにするよう、再度指示がありました。

以上の経緯より、未利用分が0.4トンから0トンになります。それに伴い、第7管理期間以降の残量についても、1.1トンから0.4トン残が増えますため、1.5トンに修正になります。

国の指示誤りとは言え、たびたびの修正でご迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。

私の方からのご説明は、以上になります。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

佐々木委員よろしいですか。

佐々木委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第6号議案「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について」は、「特に意見なし」と答申してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第6号議案については、「特に意見なし」と答申します。

次に、議題(1)の第7号議案「熊本県資源管理方針について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課資源栽培班でございます。

熊本県資源管理方針について御説明いたします。

資料 84 ページをご覧ください。

熊本県資源管理方針につきましては、さきほど説明がありましたが、国が進めている水産改革の柱として、今後の県の資源管理の方針を記載していくもので、12月1日の改正漁業法施行までに定める必要があるところです。

この内容については、以前本委員会で骨子を報告差し上げたのち、関係する漁業者の方々との意見を伺いながら、作成を進めてまいりましたが、この度、その原案がまとまりましたので、諮問をさせていただいています。

まず、第1に、資源管理に関する基本的な事項を記載しています。

1では、本県の水産業の概況や、資源管理の必要性を記載し、2の本県の責務では、国とともに資源管理を適切に実施する責務があることを記載しました。

第2から、次の頁の第5にかけては、これまで「熊本県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」において定めていました漁獲可能量（TAC）に関するものです。

現段階では、本県に関係のある対象種は、「まあじ」、「まいわしの対馬暖流系群」、「まさば及びごまさば」、「くろまぐろの小型魚」「くろまぐろの大型魚」の5つがございます。

今後は、これらの水産資源を「特定水産資源」と呼び、これらの水産資源をどのように管理するかについて、水産資源別に定めていく予定です。

第2では、特定水産資源ごとの知事管理区分を記載しています。

知事管理区分といいますのは、例えば水域など、県が管理を行う単位を区分けするものです。

これまでは、TACの配分は、自動的に県全体の総量管理をしていましたが、今後は、水産資源ごとに管理区分を設けて、それぞれ管理手法を定める形となります。

それぞれの管理区分には、水域、対象とする漁業及び漁獲可能期間を記載します。

ただし、県内における漁獲量が小さい水産資源につきましては、管理区分を細分化せず、県で一本の管理区分とするよう作成を進めています。

第3では、例えばくろまぐろのように、県に具体的な数量が配分された水産資源につきまして、管理区分に対する配分の基準を記載して

います。

1では、漁獲実績を配分の基礎とする配分の基本的な考え方を記載し、2では、想定外の来遊等に対応するために、県が留保枠を設定できることを記載しております。次のページをご覧ください。

3では、管理区分ごとに漁獲量の過不足が生じた場合に、お互いに枠を融通することができることを記載しました。

第4では、知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法について記載しています。

管理の手法は、国の基本方針に基づき、漁獲割当てを管理の基本とします。

この漁獲割当てとは、IQのことであり、例えば、船の1そう1そうごとに、漁獲の枠を割当てするような考え方のことです。

ただし、このIQ管理を導入しない管理区分については、これまでと同様に、漁獲量の総量管理を行うことができる書きぶりとしています。

第5では、漁獲可能量による管理以外の手法について記載しています。

1の特定水産資源につきましては、例えば「まあじ」のように、これまで「若干」という数量を配分されていた、具体的な数量の割当てがない水産資源を対象とします。

このような水産資源では、これまでの漁獲量の総量管理に加えて、例えば、操業日数に上限を設けるなど、漁獲努力量による管理を併せて行うこととします。

現在の案では、この努力量には、船舶の隻数を想定しており、現在の許可の定数等を上限とすることで、これまでどおりの操業が可能になるよう進めています。

2では、特定水産資源以外の資源管理について記載しています。

現在、TACの対象となっていない水産資源や、国が資源評価を行っていない水産資源についても、最新の資源評価を用いて資源管理を行うというものです。

次のページをご覧ください。

3では、漁業者自身による自主的な取組みについて記載をしています。

ここにある協定とは、資源管理協定のことを指します。

現在、多くの漁業者の方々に資源管理計画を作成いただいておりますが、今後は、国からの説明では、令和5年度末までに資源管理協定に移行していく、との説明を受けているところです。

この協定への移行につきましては、今後漁業者の皆様と協議しながら進めてまいります。

第6では、その他の事項を定めています。

1では、漁獲量報告等の情報の取扱いを記載しており、(3)においては、電子的な媒体により一元的に集約するようなシステムの構築を進めることを記載しています。

2では、資源管理を推進するにあたって、漁業者や関係者との理解と協力を得ながら着実に実行することを記載しています。

3では、遊漁者についても、国の基本方針やこの方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導することと記載しています。

第7では、この方針を少なくとも5年ごとに見直しを行うことを記載しています。

長くなりましたが、まずはこのような形で資源管理の骨組みを作成した上で、今後特定水産資源ごとに、資源管理の手法を定めていきたいと思っています。

特定水産資源ごとの記載内容については、現在国との協議を進めているところであり、内容が固まり次第、漁業者の皆様にお示ししていきたいと思っています。

なお、この制度への移行時期につきましては、今後水産資源別に行う予定です。「まあじ」「まいわし」については、翌年1月1日から、「くろまぐろ」については4月1日から、「まさば及びごまさば」については7月1日から新たな管理年度が始まりますので、次回の委員会以降におきまして、そのたびに改めて諮問をさせていただきたいと思っています。

ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第7号議案「熊本県資源管理方針について」については、「特に意見なし」と答申してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございました。

それでは、第7号議案については、「特に意見なし」と答申します。
次に、議事（2）の報告「特定水産動植物の取扱いについて」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

資料90ページをご確認ください。

漁業法の改正の中で、全国的に悪質な密漁が行われているアワビ・ナマコ・シラスウナギ、なお、シラスウナギについては、経過措置により、令和5年12月1日からとなりますが、これらの種類が特定水産動植物に指定され、12月1日以降、その採捕が禁止されることとなります。そして、違反した者（もしくは、違法と知りながらこれらを運搬・保管等したものも含まれます）に対しては3年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金が科せられることとなります。

ただし、漁業許可に基づいて採捕する場合や、漁業権に基づいて採捕する場合等、漁業者の方々が通常の漁業活動の中で採捕される場合については適用除外となり採捕が可能とされています。

また、その他の適用除外の場合として、特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として農林水産省令で定める場合、すなわち、試験研究、教育実習のために許可を受けて採捕する場合があります。現在、漁業調整規則に基づいて特別採捕の許可を出していますが、今後は、これら3種を採捕する際は、漁業法に基づく特別採捕の許可も必要、という形でイメージしていただければと思います。

なお、この許可については、12月1日以降、県が実施することとなりますので、国が示しています技術的助言に倣い、国と同等の取扱基準となるよう、許可の要領を作成することとしております。

また、水産庁が作成しています密漁対策のパンフレットを次の91ページ以降につけておりますので、こちらについても後ほどご確認頂ければと思います。

以上、簡単ではありますが報告を終わります。

議長

ありがとうございます。ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、議事（２）の報告の質疑は終了いたします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。

委員

ありません。

議長

事務局から何かありませんか。

事務局

ございません。

議長

それでは、これで第３７０回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。